

京都コンサートホール条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年1月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第124号

京都コンサートホール条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都コンサートホール条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「第7条ただし書」を「第8条ただし書」に改め、「の各号」を削る。

第6条中「第8条」を「第9条」に、「第12条」を「第13条」に改める。

第7条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第2条 京都コンサートホール条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「第4条」を「第5条」に改め、「の各号」を削り、「市長」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条第2号中「市長」を「指定管理者」に改める。

第3条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「第8条ただし書」を「第9条ただし書」に改める。

第6条中「第9条」を「第10条」に、「管理受託者（条例第13条の規定に基づき京都コンサートホールの管理の委託を受けた団体をいう。）」を「指定管理者」に改める。

第7条中「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第1号様式注以外の部分中「京都市長」を「指定管理者」に、「第4条」を「第5条」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は平成18年2月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

(文化市民局文化部文化課)